

2025年3月18日理事会決議

学校法人常翔学園（以下「本法人」という）は、2025年3月18日、理事会において、理事の職務執行が法令および学校法人常翔学園寄附行為（以下「寄附行為」という）に適合することおよび業務の適正を確保するための体制に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 寄附行為および理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営を適切かつ迅速に推進する。
- ④ 寄附行為および諸規定に基づき、職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑤ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行にかかる情報については、寄附行為および「文書取扱規定」に基づき適切に作成、保存および管理する。
- ⑥ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正および効率性を確保するため、業務を執行する各部の業務執行状況等を監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理体制を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」および「個人情報の保護に関する規定」その他個人情報保護に関する諸規定に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令および本法人の諸規定に基づき、業務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については総務部が一元的に行うものとし、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを内部監査室が適宜監査し、その結果について業務を執行する理事および理事会に報告する。
- ⑤ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規定等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

- ⑦ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止および知的財産の保護を確保するため規定等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および職員が法令ならびに寄附行為および規定を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「行動規範」を定める。
- ② 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育および啓発活動を継続して実施する。
- ③ 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正を未然に防止するとともに、速やかな調査と是正を行う。コンプライアンスに関する相談または違反にかかる通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査室は、各部の業務執行状況についてコンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ所要の改善を行う。
- ⑤ 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、理事会において迅速に状況を把握し、適正に対処する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、寄附行為および「監事監査規定」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、重要な書類および情報について、その整備・保存・管理および開示の状況など、情報保存管理体制および情報開示体制の監査を行う。
- ④ 監事の職務を補助するものとして監事室を設置し、事務職員を配置する。
- ⑤ 監事室職員は、監事の指揮命令下で業務を行うものとする。
- ⑥ 理事または職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行為その他の規定等に反する行為等が発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事および監事に報告する。
- ⑦ 理事および職員等は、職務執行状況等について監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑨ 監事はその職務の執行について生じる費用の前払いもしくは支出した費用の償還または負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。